

(仮 訳)

プレス・リリース

2012 年 11 月 1 日

金融安定理事会

## 金融安定理事会がシステム上重要な金融機関枠組みの実施における 進捗報告書を公表

金融安定理事会 (FSB) は、システム上重要な金融機関 (SIFIs) に付随するシステムミック・リスクおよびモラルハザード・リスクに対処するための FSB の政策枠組みの実施における最新のステップについて 3 つの文書を公表した。

### グローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIBs) に関するアップデート

G-SIBs の最初のリストは昨年 11 月に公表された。今般アップデートされた G-SIBs のリストは、2011 年末のデータに基づくものである。本年、G-SIBs には、必要とされる追加的な損失吸収力の程度に応じたバケットが割り当てられている。この割り当ては暫定的なものであり、将来的には、実施前の最良かつ最新の情報に基づき決定される。G-SIBs の追加的な損失吸収のための資本賦課は、まず 2014 年 11 月に G-SIBs として特定された銀行に対し、2016 年から段階的に適用され、2019 年までに完全実施される。また、グローバルなシステム上重要な金融機関 (G-SIFIs) に関する他の政策要件の実施予定、特に、新たに選定された G-SIFIs の処理計画の策定に関する要件の実施予定も、より一層具体化された。

### システム上重要な金融機関 (SIFIs) の破綻処理に関する進捗報告書

各国の破綻処理枠組みの改革および G-SIFIs に対する再建・処理計画の進展に関する進捗は全体として順調である。各国が G-SIFIs の破綻処理のしやすさを向上させるために必要な権限および国境を越えた協力のための法的能力を有するためには、適切な法制度を整備することが必要である。破綻処理の枠組みを FSB の「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」に沿ったものとする改革は完了しておらず、未だいくつかの FSB メンバー国・地域において継続中である。

G-SIFIs の処理計画においては、幾つかの進展が見られた。今や 2011 年 11 月に FSB により特定された G-SIFIs のほぼ全てについて、クロスボーダー危機管理グループが設立され、ハイレベルな処理戦略についての議論を開始した。処理実施計画および、これらの戦略、計画を実施するための金融機関毎の協力取り極めは、2013 年上半期中の完了に向けて順調に進んでいる。しかしながら、その実効的な実施は、

必要な法的枠組みが整っていることにかかっているととも、金融機関の財務構造および組織構造上の適応も必要となるかもしれない。

FSB は「主要な特性」の実施を支援するため、更なる取組みを行っている。この取組みには「主要な特性」のための評価手法および、「主要な特性」を保険会社、投資会社、金融市場インフラを含む、銀行以外の主体の破綻処理に適用するための追加的なガイダンスの策定を含む。FSB は、近日中に再建・処理計画策定における重要な側面に関するガイダンス案を市中協議に付す予定である。

### **システム上重要な金融機関(SIFIs)の監督の密度と実効性に関する進捗報告書**

本報告書は、監督をより先行的かつ実効的なものとするために更なるステップが必要であると結論づけている。報告書は、IMF および世界銀行による金融セクター評価プログラム(FSAP)が、各国が実効的な監督のための要件を満たすうえで課題が存在することを引き続き示していることに言及した。報告書では、SIFI、特に G-SIFIs への監督の継続的な改善を支援するために追加的な提言を行っている。

- **より密度の高い SIFI への監督** 監督当局は、金融機関における後継者育成、リスク文化、取締役及び上級経営陣の実効性およびストレステストのプロセス評価においてより先行的であるべきである。
- **実効的監督の評価** 政府は、監督当局の公的マנדート、資源および独立性を含む、様々な基準設定主体が策定した「実効的な監督のための諸原則」の実施にコミットするべきである。IMF および世界銀行はその進捗を積極的にモニターすべきである。
- **オペレーショナル・リスク** オペレーショナル・リスクは金融機関における最近の損失発生事例の顕著な要因であることから、バーゼル銀行監督委員会は、2014 年末までにオペレーショナル・リスクに係る資本規制をアップデートすべきである。
- **監督カレッジ** FSB および基準設定主体は、コア監督カレッジ内での十分な情報交換および協力等を通じることを含めて、監督カレッジの実効性向上により一層努めるべきである。

### **注記**

G20 首脳は、2010 年のソウルサミットにおいて SIFIs のモラルハザード低減のための FSB の政策枠組みを承認し、2011 年のカンヌサミットにおいて、その枠組みの必須の要素の実施のための、SIFIs がグローバルな金融システムに与えるリスクに対処するための一連の政策手段を承認した。FSB は 2011 年 11 月に G-SIFIs の最初のリスト

を特定した。このリストは、毎年 11 月にアップデートされる。

FSB による「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」は、金融機関の破綻処理枠組みに関する国際的基準であり、カンヌサミットにおいて G20 首脳に承認された後、2011 年 11 月に FSB より公表されたものである。

FSB は、各国金融監督当局および国際基準設置主体の取組みの国際的水準での調和、実効的な規制、監督、その他金融の安定に資する政策実施の発展および促進のために創設された。FSB には、24 の国・地域における金融の安定に責任を有する当局、国際金融機関、特定分野における規制当局・監督当局国際的グループ、中央銀行の専門家が参加している。

FSB の議長はマーク・カーニーカナダ中銀総裁であり、事務局はスイスのバーゼルにあり、国際決済銀行内に置かれている。

FSB についての詳細は、FSB のホームページを参照されたい。